

令和3年度 更新申請「記載例」

送付した申請書と一部様式が異なりますが、記入項目は同じです

介護保険負担限度額認定申請書

押印は不要です

申請日は空欄で差し支えありません

年 月 日

費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ	コウイキ タロウ	被保険者番号	
被保険者氏名	広域 太郎	個人番号	0
生年月日	年 月 日	性別	
住所	〒 440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地	電話番号	0532-26-8460
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称(※)	特別養護老人ホーム 〇〇〇〇	電話番号	
入所(院)年月日(※)	年 月 日		

現在入所している施設の名称等の記入をお願いします。

※ショートステイ利用している場合は記入不要です。

あてはまる方に○

配偶者「無」の場合、「配偶者に関する事項」欄は記入不要です。

配偶者の有無	有	無
配偶者に関する事項	フリガナ	コウイキ ハナコ
	氏名	広域 花子
	生年月日	昭和 10年2月3日
	住所	〒 440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	
課税状況	市町村民税 課税	非課税

申請前に必ず確認を！！

原則、配偶者および世帯員全員が住民税非課税でないと認定は受けられません。

本人(配偶者がいる方は夫婦両方)の通帳残高の合計金額の記入(定期預金等も含む)をして下さい。

☆通帳等の写しは添付必須です☆

受給する申告	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額 80 万円を超え 120 万円以下です。	金等の基準額	550 万円(夫婦は 1,550 万円)以下
	<input checked="" type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額 120 万円を超えます。		500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下
預貯金等に関する申告	<input checked="" type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計は基準額以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり	受給している年金に○	(30,000)円 ※内容を記入 現金
	預貯金額	5,000,000円		有価証券(評価概算額)

裏面「同意書」も

必ず記入して下さい。

受給している年金に○

申請者が被保険者本人の場合には下記について記載は不要です。

申請者氏名	広域 花子	連絡先(自宅・勤務先)※日中連絡のつきやすい番号	0532-26-8468
申請者住所	〒 440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地	本人との関係	妻

申請者が被保険者本人以外の場合は記入して下さい

連絡先は昼間連絡のつく電話番号を記入して下さい。

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れな場合は、余白に記入してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入居料金の支給された場合は、返還を求められます。

『配偶者』の範囲について

- ① 戸籍上の婚姻に限らず、事実上婚姻状態にある場合も含みます。
- ② 婚姻中であっても配偶者の暴力がある場合、行方不明の場合などは配偶者の範囲外となる場合があります。

東三河広域連合長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、東三河広域連合長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和3年 〇月 〇日

<本人>

住所 豊橋市八町通二丁目16番地

氏名 広域 太郎

<配偶者>

住所 豊橋市八町通二丁目16番地

氏名 広域 花子

本人(配偶者がいる方は夫婦両方)の住所・氏名の記入をお願いします。押印は不要です。

※令和3年度更新申請より、通帳の写しの添付が必須となりますのでご注意ください。

お問い合わせ・郵送先

東三河広域連合介護保険課 〒440-0806 愛知県豊橋市八町通二丁目16番地(豊橋市職員会館5階) TEL0532-26-8469	
豊橋窓口(豊橋市役所 長寿介護課内) TEL0532-51-3130 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地	田原窓口(田原市役所 高齢福祉課内) TEL0531-23-3217 〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
豊川窓口(豊川市役所 介護高齢課内) TEL0533-89-2173 〒442-8601 豊川市諏訪一丁目1番地	設楽窓口(設楽町役場 町民課内) TEL0536-62-0519 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
蒲郡窓口(蒲郡市役所 長寿課内) TEL0533-66-1176 〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号	東栄窓口(東栄町役場 住民福祉課内) TEL0536-76-0503 〒449-0292 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
新城窓口(新城市役所 高齢者支援課内) TEL0536-23-7688 〒441-1392 新城市字東入船115番地	豊根窓口(豊根村役場 住民課内) TEL0536-85-1313 〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地